

# 同族会社における機関の意義

—— 一人会社における取締役の対会社責任の  
免除が問われた豊島園事件を検証して ——

The Definition of Family Corporation

朝原 邦夫

桐蔭横浜大学大学院法学研究科 博士後期課程法律学専攻

(2016年9月29日 受理)

## 1. 判例：豊島園事件（東京地判 平成 20・7・18判タ1290号200頁、金 判1329号23頁）

### 1.1 事案の概要

X1（原告旧豊島園）は昭和51年に、被告Yの全額出資によって遊園地の経営等を目的として設立された株式会社であり、西武鉄道株式会社の100%子会社であるA（株式会社豊島園）から遊園地運営事業を承継している。昭和52年に、商号を「株式会社豊島園」に改め、同時にAは、商号を「武蔵野産業株式会社」に改めた。

X1は、当初、その全株式を被告Yが保有するいわゆる一人会社であったが、平成10年12月8日、Yは、X1株式の全てを西武鉄道の100%子会社である「武蔵野地所株式会社」に譲渡し、平成17年3月25日、X1は、同社を存続会社、旧武蔵野地所を消滅会社とする吸収合併を行い、現在の商号に改めた。

X2（原告旧インターベスト）は、昭和59年に、遊園地の企画設計等を目的として設立

された株式会社であり、X1の100パーセント子会社である。

Yは、保有するX1の全株式を旧武蔵野地所に譲渡した後も、平成16年退任するまで、X1の代表取締役として、同社の業務を執行し、経営を担ってきた。

X1の財務状況は、苦しくなり、平成9年ころから、リストラによる人員削減も含め、人件費削減のための具体策に取り組んでいた。それでもなお、資金繰りは困難を極め、取引先に対しても支払の猶予を要請して回るような状況にあった。さらに、希望退職を募り、人員適正化施策を実施した上、取締役B、取締役経理部長Cは、放漫経営の責任を取って引責辞任している。このような状況にあったにもかかわらず、原告旧豊島園の代表取締役であったYは、X1の財産を自己又は第三者に取得、使用させ、X1に合計3億1444万8562円の損害を被らせたとX1が主張する。Yの行為には次のようなものがあった。

① Yは、Yと親密な関係にあるDのために、X1に2722万の顧問料を支払わせ、社宅使用による賃料7872万円、社宅経費を1300万円

以上負担させたが、Dは、X1の顧問業務を行ったことがない。

②さらに、Dの家事手伝をしていたEに対する臨時雇用賃金、退職功労金として、2857万を支払わせた。Eは、X1の業務を行っておらず、X1の従業員でもない。社宅を無償で使用させ、賃料相当額合計687万6500円の利益を得させた。

③X1の顧問業務を行っていないYの弟Fに対し、顧問料として合計5900万円を支払わせた。

④Yは、X1の従業員ではなく、同社の業務にも従事していないYの長男に対し、合計1662万5000円の給与・賞与をX1に支払わせた。

⑤X2の顧問業務を行っていないYの長男に対し、顧問料として合計4550万円をX2支払わせた。

このような経緯を背景に、X1は、Yに対し、X1の経営が厳しい状況にありながら、取締役としての忠実義務、善管注意義務に違反して、X1の業務を行っていない者らに対し、X1に顧問料を支払わせたり、無償で社宅を提供させる等したことにより、X1の財産を不当に逸出させたと主張して、取締役の会社に対する損害賠償責任等の追及を求めた。また、X2が、Yに対し、YがX2の代表取締役であったGに指示して、支払う必要のない顧問料等を支出させたとして、不法行為に基づく損害賠償等を求めるとともに、YがX2の代表取締役を退任したことにより、使用権限を失った、社宅として使用している建物の明渡しと使用損害金の支払を求めた。これに対し、Yは、原告らの主張する各支出は、いずれも原告らにおける業務の対価等として何ら不当なものではなかった、被告は、平成10年12月8日にX1の全株式を譲渡するまでは、X1の全株式を保有する株主であったから、その期間に相当する取締役としての責任を免れるなどと主張して争った。

## 1.2 訴訟の経緯

なお、本件は控訴されたが、東京高裁は、平成21年9月29日、一審判決が相当であるとして控訴を棄却し（平成20年（ネ）第4335号）、またその後上告されたが、最高裁は、平成22年4月22日、上告理由が民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない等として、上告を棄却している（平成22年（ネ）第203号、平成22年（ネ）第260号）。

### 1.3 事実認定と判旨

#### ①一人株主である取締役の任務違背と会社に対する損害賠償義務

「会社の全株式を一人の株主が保有する一人会社において、当該株主が代表取締役就任している場合であっても、当該株主兼代表取締役は、法人格が会社と別個であるから、任務に違背して会社に損害を加えたときは、会社に対する損害賠償義務が発生するというべきであり、一人会社であることによって、当然に上記損害賠償義務が発生しないと解することはできない。」

#### ②一人株主である取締役の善管注意義務（忠実義務）

「一人株主である代表取締役と会社との間には利害対立関係がないから善管注意義務違反の問題は生じないとの立論は首肯することができない。一人株主である代表取締役と会社とが別個の法人格を有する以上、各々が相手方に対して権利と義務とを有し得る関係にあるのであって、両者の利害が常に全く同一であるとか、何らの利害対立関係も観念し得ないと解することはできない。一人会社が法律上容認されるのは、社会的必要性が肯定されたためにすぎず、一人会社であろうと、会社と株主とは別個の法人格を有するものであるから、それぞれの間に、権利、義務の関係が発生するのは当然であり、これを消滅させる事由がなければ権利、義務は消滅しない。被告の上記主張は、一人株主である取締役には、そもそも会社に対する善管注意義務（忠実義務）がないというのと同断であり、上記

主張を採用すれば、一人株主である取締役の会社に対する責任がそもそも観念し得ないことになってしまうのであって、善管注意義務（忠実義務）の強行法規性に反し、このような主張は、到底採用することができない。」

### ③取締役の会社に対する責任免除の2要件

「旧商法 266 条 5 項は、総株主の同意がある場合でなければ、取締役の会社に対する責任を免除することができないと規定しており、会社が取締役に対し上記責任を免除する旨の意思表示をする場合、当該意思表示が効力を発生するためには、総株主の同意が必要であると定めているのであり、取締役の任務違背により会社に対する損害賠償義務が発生した場合、これが消滅するためには、総株主の同意、免除の意思表示の2個の要件を具備することが必要である。しかるに、本件においては、黙示的にも被告の取締役としての責任を免除する旨の意思表示がされた事実は、これを認めるに足りる何らの証拠もなく、他に、被告の義務の発生を障害する事由も、これを消滅させる事由も認めることができない。」

### ④黙示の免除意思表示がされたと認めるべき根拠

「被告が原告旧豊島園の一人株主であった当時は取締役の責任問題が生じておらず、問題の所在が意識されていなかったため、明確な免除の意思表示がされなかったにすぎず、仮に、当時、既に責任問題が生じていたのであれば、当然に免除の意思表示がされていたはずであるとの主張からすると、債務が免除の意思表示なくして当然に免除されると主張しているかのようでもあるが、免除の意思表示は、債務消滅原因事実であって、これなくして債務が消滅するなど解することはできないのが道理である。あるいは、被告の上記主張について、明示の免除意思表示はされていないが、黙示の免除意思表示がされているとの主張であると解してみても、黙示の免除意思表示がされたと認めるべき根拠となる特定の具体的事実の主張も立証もないのであり、要するに、被告は、一人株主である取締役に

は、損害賠償債務が発生しないと主張するにすぎないものとみざるを得ない。」

## 2. 分析

### 2.1 一人会社の取締役の任務違背について

本裁判は、一人会社の取締役の責任免除が争われたものであるが、その本質は一人会社においても、一人の株主が会社の全株式を保有しながら代表取締役に就任していても、会社の法人格を自己同一化することは認められない、ということにある。その忠実義務に背いて、会社に損害を与えた場合、その会社が一人の株主のものであっても、損害賠償義務が発生することになり変わりがなく、その責任を免除するにはその一人の株主が自ら株主総会の手続きを経て自分が兼任する取締役の責任を免除する意思表示をしなければならないのである。

しかし、判決理由の説明には相当な無理が感じられる。

取締役の任務違背により発生した、会社に対する損害賠償義務の消滅には、総株主の同意と免除の意思表示の二要件が必要であるとしているが、この二要件とも「総株主」の主観であることに間違いない。「会社と株主とは別個の法人格を有する」といっても、一人株主である以上、その株主の個人（自然人）としての権利能力に問題がなければ、その意思表示はそのまま「総株主」の意思表示と同義であり、また「総株主」にイコールする一人株主と取締役とは同一個人（自然人）としての人格を有するので、後者の経営上の行為は、常に前者の意思によって支配されていると考えるのは自然であろう。

判決では、本人が本人の責任免除に対し、同意の意思表示をしていないという無理な解釈をせざるを得ないのは、「取締役の任務違背により会社に対する損害賠償義務が発生した」という事実認定をしながら、本来「任務違背」なら背任罪を問うべきところ、会社も所詮被告の所有に過ぎないので問えないと観

念したからであろう。

会社法第960条は、会社の取締役等の特別背任罪について「自己若しくは第三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」としている。また、刑法第247条は「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたとき」を背任罪と規定している。本件へ同条を適用するなら、取締役の行為を「他人のためにその事務を処理する」と判断する必要があるが、会社と株主とは別個の法人格でありながら、株主と取締役が同一自然人である以上、「他人」と判定することは躊躇されたのであろう。

会社法429条は、取締役がその職務を行うにつき悪意または重大な過失あったときには損害を賠償する責任を負うという、取締役が第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任を規定している。

## 2.2 一人会社について会社と株主を完全に分離可能か

同族会社の中でも、一人会社は所有と経営の完全な一致を保つ点において極端な存在である。本件判決は、「一人会社が法律上容認されるのは、社会的必要性が肯定されたために」、「会社と株主とは別個の法人格を有する」ことに変わりがないと判示している。これは、同一の自然人格である故に、取締役が株主との間に権利、義務が発生することはあり得ないが、しかし、会社との間には株主とは異なる権利、義務が発生することを妨げないという認識である。善管注意義務（忠実義務）の強行法規性により、一人株主である取締役は、株主に対する責任が存在しなくても、会社に対する責任もないことにはならない。

その責任の免除には、株主としての自分が

取締役としての自分に同意と免除の意思表示を明示する痕跡が求められるのである。

本件判決のこのような趣旨は、最高裁昭和45年8月20日判決（民集24号1305頁）とは明らかに異なるものであった。同判決は、一人株主である取締役が、取締役会の承認がないまま会社との取引を行う場合にその取引の効力の有無について、取締役会の承認は必要ないものと判示した。その理由について、取締役会の承認を必要とするのは、取締役個人と株式会社との利害相反が起こり得る場合において取締役が個人の利益を図ろうとして会社に不利益をもたらす行為を行うことを防ぐためであるが、本件では「被上告会社は株式会社の形態をとっているとはいえ、その営業は実質上上告人の個人経営のものにすぎないから、被上告会社の利害得失は実質的には上告人の利害得失となるものであり、その間に利害相反する関係はない」からであるとした。

これまでの多数説が、上記最高裁の判決を支持し、会社と一人株主である取締役の利害が常に一致しており、その間の利害対立の問題は考察する必要すらないと考えている<sup>1</sup>。にもかかわらず、本判決は、一人株主である取締役と会社との間に利害対立があるという新たな立場を取っている。即ち、一人株主である取締役と会社との関係は、以下の異なる説でとらえられている。

①利益相反不存在説：取締役の意思表示が常に総株主の意思表示を意味し、取締役が会社に損害を与えたとしても、株主でもある自分の持ち物を壊した程度の行為であって、自動的に責任免除がなされる。

②利益相反存在説：取締役の意思表示が常に総株主の意思表示とは同一ではない。取締役が会社に損害を与えた場合、他人の持ち物を傷つけた行為と同等な責任であって、総株主の同意と免除の意思表示がなければ、責任が免除されない。

①では、会社と株主を完全に一体化した存在であるとみなしているのに、②は分離して



考えるべきとしている。

本判決を支持する鈴木（2010）は、「一人株主と両者の利害の一致という現象から、法が前提としている所有と経営の分離、機関構成とその権限や義務といった点を無視することになれば、株式会社という形式をとってのこと自体か否定されてしまう<sup>1)</sup>。」

株主は会社に対して、利益配当請求権と残余財産分配請求権からなる財産的権利及び議決権による組織運営への支配権という二種類の権利を持っている。このような権利の下、会社は、基本的に株主のものであり、株主の利益とは別個の会社の利益は想定できないはずである。一人株主である取締役ならその利益が会社の利益と完全に一致し、両者の利益相反は考えられない。したがって、一人株主は取締役の立場にある以上は、会社に対しては概念上取締役としての義務を全うし、それによって責任を負うべきであるが、実態上は、会社にもたらす損害を自己の財産損失として甘受することにより、その責任をすでに取っていると考えられる。

本件は、被告Yが保有するX1の全株式を譲渡した後に損害賠償責任が追及された、一人会社にしては比較的特殊な事例と言える。一人会社の場合、全株式の譲渡を行うこと自体珍しく、同族以外への譲渡がさらにまれである。もし、全株式の譲渡がなければ責任追及が起こり得なかった。また、全株式の譲渡までに取締役の利益相反が会社に損害をもたらしたならば、企業価値の低下となり、譲渡価額の評価にも反映されるはずである。即ち、会社が受けた損害分は、相対的に低額な譲渡によって、一人株主である取締役に自己責任を取らせたことになる。

一方、総株主の利益は会社の利益とは基本的に一致するが、これは一人株主が会社に帰属する財産を意のままに私的目的に流用してもよいことを意味しない。会社に帰属する財産は、会社の運営に用いられるべきで、一人株主がそれを合法的に私的に使用するには、利益配当請求権と残余財産分配請求権の行使

という手続を踏まなければならない。ただ、一人会社の場合、本件のような全株式の譲渡という局面でなければ、会社に帰属する財産の不正利用は、追及されることはないであろう。

砂田（2012）は、一人株主である取締役がある行為により会社に損害をもたらしたならば、そのことおよび対応について、電磁的記録を含む何かに記載することにより株主としての意思を示しておく必要があるとの見解を示している<sup>2)</sup>。その理由として、本件のように、全株式の譲渡を受ける譲受人は、「その損害について取締役に対しての損害賠償責任を免除していることが明確に判ることになれば……その分を差し引いた金額が両者間で株式の譲渡価格として形成されることになろう。」「記載内容に誤りがあったり、記載により知り得た情報以外のことがあれば、そのことについては、一人会社の経営をしていた者に対して、損害賠償請求の途を設けておく必要がある<sup>3)</sup>」と述べている。

しかし、この提案には、一人株主である取締役が自らの行為を経営活動の一環として行っていると主張した状況下で、「会社に損害をもたらした」という認識は本人にあり得るか、という問題があるように思われる。このような認識及び記録を可能にするためには、例えば会計参与のように会社の経営者とともに計算関係書類等の作成に関わり、取締役の職務の執行に関し不正の行為を発見することができる機関の存在が必要ではないであろう。

### 2.3 取締役の会社に対する責任免除について

本件と類似する事例として、一人株主が実際には会社の経営を握っており、名目的代表取締役が経営に全く関与していなかった「損害賠償請求控訴事件」（東京高判平成15年9月30日判例時報1843号150頁）がある。

同事件では、一人株主が会社の主宰者として経営の全般を掌握し、経理、会計事務についても、経理担当者を直接指揮監督していた一方、名目上の代表取締役である被告が一人

株主との事実上の合意、了解の下に全く取締役としての職務を行うことはなく、特に経理、会計事務については、一人株主から関与することが禁止されていた。代表取締役が当該株主による会社財産流用行為を看過したこと等につき、株主の交代後に当該株式会社が当該代表取締役の善管注意義務ないし監視義務違反等による責任が追及された。判決は代表取締役である被告が「一人株主との事実上の合意、了解の下に、取締役としての職務、とりわけ経理、会計事務には全く関与していなかったものであるから、その限度において取締役としての善管注意義務や監視監督義務を免除されていたものというべきであり、会社の債権者その他の第三者に対する関係や責任についてはともかく、会社に対する関係においては、善管注意義務や監視監督義務の責任を負わないものと解するのが相当である」と判示したのである。

本件判決に絡んで、同事件判決に注目すべきところは、取締役の責任を事前免除する一人株主または総株主と取締役の合意の効力である。この効力を認めれば、一人株主または総株主と取締役と合意すれば、当該取締役の株式会社に対する一般的義務や任務懈怠責任を一切免除することができるばかりでなく、将来発生しうる取締役の株式会社に対する任務懈怠責任（会社法 423 条 1 項）を包括的に事前免責することも可能である。その考えに立てば、本件被告が一人株主である取締役の立場にあるので、一人株主と取締役の合意に基づく事前免責が当然成立するであろう。

会社・取締役間の責任免除契約の有効性について、従来の判例・学説は、株主全員の同意がある場合には有効であるが、同意がない場合には無効とする相対的無効説と、会社の組織・機関とその職責に関する規定は強行規定であることにより無効とする無効説に分かれていた。後者の立場に立つ鈴木（2010）は、被告が代表取締役であったときに事実上の合意で責任免除を行っていたと評価されれば、取締役は会社に対して善管注意義務を負わな

いという、強行法規に違反する結論を導くことになる」と批判している<sup>4)</sup>。

本件判決に関するもう一つの問題点は、取締役の会社に対する責任について、会社の責任免除の意思表示と株主の同意をバラバラに要求するように判示したことである。即ち、取締役の行為に株主全員が同意しても、そのまま責任免除にはならない。責任を免除するには、株主全員の同意とは別に、会社が株主の意思決定を代表して免除の意思表示を行う二要件を満たさなければならないのである。

中村（2010）は二要件説に賛成している。その理由として、債権者が債務者に対して債務を免除する旨の意思表示をしたときに、債権が消滅すると規定された民法 519 条によれば、役員等の会社に対する会社法 423 条 1 項の責任の免除、利益供与に関与した取締役・執行役の会社に対する会社法 120 条 4 項の責任の免除、ならびに、会社法 464 条 2 項および 465 条 2 項に定める業務執行者の責任の免除には、債権者である会社としての債務免除の意思表示と、その効力要件としての総株主の同意とがともに必要だからである<sup>5)</sup>。

しかし、会社に対する取締役の責任免除は、債権者に対する債務者の債務免除とは異なる性質を有する事項であると筆者は考えている。債権者対債務者の関係は、取締役の損害賠償責任が確定した時点ではじめて成立するが、免除はそれ以前の段階での手続なので、債権者対債務者の関係とは異なる。

鈴木（2010）が指摘したように、「これまでの学説のほとんどの理解は、取締役の責任免除を会社に任せたのでは簡単に責任が免除されてしまうため、さらに株主全員の同意という厳格な方法を要求していると考えていた<sup>6)</sup>。」

会社が株主の意思決定を代表して免除の意思表示を株主が同意している場合にも取締役の責任免除ができなくなってしまうため、株主の支配権行使という観点で問題が生じる可能性がある。

鈴木（1996）によると、一人会社において、

単独株主の意思決定で株主総会決議に代えることができるかどうかについて、①決議は合同行為であり二個以上の意思が必要であるから、単独株主の意思決定で株主総会決議に代えることはできない；②総会の成立と単独株主の意思決定を必要とする；③単独株主の機関としての意思決定のみが株主総会の意思決定に代えることができるとするもの、④どの場合にも単独株主の意思決定で代えることができるかと考えるもの、と四つの学説があるが、④は、多数説である。鈴木（1996）は、この多数説について、単独株主の個人として意思決定と機関としての意思決定を区別することは実際には困難である、と指摘している<sup>7)</sup>。

筆者は、単独株主の意思決定で株主総会決議に代えることができる多数説に賛成するが、鈴木（1996）の指摘も対応すべき実際問題であるので、単独株主の個人として意思決定と機関としての意思決定を峻別する第三の機関が必要であると考えている。

本件によって提起される一人会社の問題は、現行法において株主総会と取締役のみというシンプルな機関設計が許容されることに起因するところが大きい。準則主義による設立の容易さや節税などの理由で、個人企業が法人成りを企図した結果、一人会社が乱立する現状を生み出している<sup>8)</sup>。

込山（2010）は、同族的小規模閉鎖会社の経営上の特徴として、「株主としての『所有』、株主総会を通じての『支配』、業務執行者＝取締役としての『経営』、のいずれもが、当該本人あるいはその一族によって担われている。……株主総会あるいは取締役会と業務執行者は常に同一人であるから、両機関に課せられた監督機能など画餅に過ぎない」と述べている<sup>9)</sup>。

砂田（2012）は一人会社が「取締役のみ」というシンプルな機関設計を選択した場合には、「株式会社の実体は個人または会社組織ではない個人企業と全く同じであるともいえることから、会社自体もまた会社の取引相手はじめ多くの利害関係人にとっても、会社と

いう法人を前提としていたとしても、不測の事態に直面することにもなる」と指摘している<sup>10)</sup>。

このような一人会社の存在自体を疑問視する声も法改正前から多かった。黒田（1989）は、一人会社の株主が「支配統御の可能性」を完全に有しているので、無限責任を負わせるのが合理的である、としている<sup>11)</sup>。

泉田（1973）によると、諸外国では一人会社の許容については、異なる対応が見られる。ベルギー、スペインなどでは株主又は社員が一人になったら、即会社解散となるのに対し、スイス、フランス、イタリアは、解散までに相等の時間的経過を設けているが、アメリカ、ドイツなどは、一人会社をなんらの制約なしに認めている<sup>12)</sup>。

一方、元木（1998）は、アメリカでは、一般に、一人会社が法律上存在できるという根拠は、先ず、(1) その存在が法律的に、社団として認められているということ。(2) その団体自身が個人とは独立した会計制度を含む管理機構をもち、財産を所有することができること。(3) 構成員の持ち分は、法令、定款で別段の定めがある場合を除き、移転、譲渡が自由であることである。これらのうち、一つでも欠ければ、一人会社は、会社たり得ないということになる、としている<sup>13)</sup>。

## まとめ

以上を踏まえて、本件の判旨には筆者は賛同しない立場を取る。一方、本件に象徴されるように、株主総会や取締役会の不開催、株主と会社との業務や財産上の混同といった中小同族会社での法人格の形骸化は、普遍的に存在する問題である。本件判決は、これらの問題に対する機関の抑制機能に着目したものであるが、一人会社が許容され、一人株主である取締役という機関構成が中小同族会社において一般的である現状では、その抑制機能は現行法の枠組みにおいて自ら限界があるのである。限界の一つは、株主全員の同意と会

社による免除の意思表示という二要件を課しても、株主と取締役のみで機関の運営をしている中小同族会社の多くが簡単にクリアできるためである。限界のもう一つは、株主と取締役のみで機関運営では、忠実義務違反と損害賠償義務の有無に対する認定そのものが難しいことである。全株式の譲渡という、中小同族会社にしては異例の状況がなければ、忠実義務違反と損害賠償義務の提起自体、あり得ないからである。

前述の元木（1998）で言及した、「その団体自身が個人とは独立した会計制度を含む管理機構をもち、財産を所有することができる」というアメリカの法的要件が日本における一人会社問題にとって、示唆に富むものである。会社に帰属する財産と一人株主の個人財産を峻別する経営を保障するには、株主と取締役のみで機関運営では到底無理があり、計算や会計の適正性を担保するために、会計参与設置を義務付ける法改正が望ましいと思われる。

#### 【注】

- 1) 鈴木千佳子（2010）「判例研究 商法（507）一人会社において一人株主は代表取締役就任している場合もその任務に違背して会社に損害を加えた時は会社に対する責任を負い、責任は当然には免除されないとされた事例 [東京地判平成 20.7.18]」『法学研究』83(8)、157-168 頁
- 2) 砂田太士（2012）「一人会社である非公開会社における問題：最近の判例を中心に」『法と政治』63(1)、1(344)-43(302) 頁
- 3) 砂田（2012）、前掲注
- 4) 鈴木（2010）、前掲注
- 5) 中村信男（2010）「総株主の同意による株式会社の役員等の対会社責任の免除に関する若干の考察——総株主同意による責任免除とその限界——」『早稲田法學』85(3)、937-967 頁
- 6) 鈴木（2010）、前掲注

- 7) 鈴木千佳子（1996）「一人会社と株主総会」『私法』(58)、252-258 頁
- 8) 込山芳行（2004）「小規模閉鎖会社の経営実態と会社法との交錯：商法二六六条ノ三による名目取締役の責任と取締役の員数見直し論（江川孝雄教授退職記念号）」『山梨学院大学法学論集』51、179-225 頁
- 9) 込山芳行（2010）「小規模閉鎖会社における取締役会決議の意義：平成 21 年 4 月 17 日最高裁判決を素材として」『山梨学院ロー・ジャーナル』5、69-98 頁
- 10) 砂田（2012）、前掲注
- 11) 黒田清彦（1989）「一人会社慎重論——スペインにおける改正動向を契機として」『私法』(51)、223-228 頁
- 12) 泉田栄一（1973）「一人会社について [-1- 比較法的考察]」『法政理論』5(2)、37-85 頁
- 13) 元木伸（1998）「一人会社を巡る諸問題」『東洋法学』41(2)、1-138 頁